

# 桑名市高等学校等進学奨励金申請のしおり

## ■進学奨励金制度について

学校教育法に規定する高等学校又は高等専門学校（第3学年終了時まで）に在学する方で、向学心に燃え、経済的な理由により修学が困難な方に対して進学奨励金を支給し、将来、地域及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とします。

給付であり、返還をとまなうものではありません。

## ■進学奨励金を利用できる方

- ◇保護者等（父、母又はこれらに代わって生計を維持する者）が桑名市内に居住している方
- ◇高等学校又は高等専門学校（第3学年終了時まで）に在学する方
- ◇向学心に燃え、意欲的に学習に取り組む方
- ◇経済的な理由により修学が困難な方

経済的な理由の基準は、保護者等（父、母又はこれらに代わって生計を維持する者）の年間住民税額（市・県民税）の合計が80,000円以下の方とします。

## ■進学奨励金の申し込み方法と手続き

- ◇申し込み期間 **6月7日（金）～21日（金）（土・日は除く）8：30～17：15**  
ただし、市外からの転入や家計急変（保護者等が失職・事故・倒産・死別・離別等）で特別に事情があるときは、年度途中でも受け付けますので、ご相談ください。
- ◇申請に必要な書類
  - 「高等学校等進学奨励金受給申請書」（第1号様式で提出してください）
  - 「家庭状況調書」（第2号様式で提出してください）
  - 「在学証明書」（在学している学校で受け取り、提出してください）
  - 「委任状」
- ※令和6年1月1日に桑名市に住民票のない方については、1月1日にお住まいだった市区町村で令和6年度所得課税証明書を取得してください。
- ※ 年度途中の申請で、年間住民税額が80,000円を超える場合は、上記の書類の他、次のいずれかの書類の提出が必要となります。
  - (1) 保護者の離職証明書（退職日がわかるもの）
  - (2) 給与所得者の場合、勤務先の年収見込み証明書又は月収証明書
  - (3) 家庭の経済的な状況を説明する民生委員の証明書
- ※ 受給2年目以降は、毎年6月に改めて申請に必要な書類を提出し、受給資格の確認を受けてください。
- ◇申請場所 桑名市教育委員会学校支援課の窓口（桑名市役所2階）

## ■受給期間

- ◇受給期間は申請（確認を含む）により支給が認められた年度内です。

## ■奨学生の採用

- ◇申請された書類に基づき、選考委員会で7月に選考します。
- ◇特別な事情による年度途中での申請については11月末、2月末に選考し、申請のあった日の属する月の翌月分からの採用とします。
- ◇選考委員会で採用が決定された方に奨学生決定通知書を交付しますので、口座番号報告書を提出してください。

## ■支給金額と支給方法

- ◇1人月額 3,000円
- ◇奨励金は、提出された口座番号報告書に基づき、保護者の銀行口座に次の3期に分けてそれぞれの最終月（8月・12月・3月）に振り込みます。
  - 第1期 4月分から8月分まで
  - 第2期 9月分から12月分まで
  - 第3期 1月分から3月分まで

## ■このような時は届け出を

- ◇次のようなときは速やかに教育委員会に異動届を提出してください。
  - (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
  - (2) 本人の住所、氏名等、重要な事項に異動があったとき。

## ■奨励金の打ち切り・停止

- ◇休学したときは、その期間について奨励金の支給を停止します。
- ◇退学、または、経済的な好転により辞退したときなどは、奨励金を打ち切ります。

## ■備考

- ◇保護者等（父、母又はこれらに代わって生計を維持する者）の年間住民税額の合計額を選考の対象とします。委任状には保護者等（父、母又はこれらに代わって生計を維持する者）が記入をして提出してください。
- ◇次のようなときは奨励金を返還していただきます。
  - 虚偽の申請によって奨励金を受けたとき。
  - 奨励金の打ち切りや停止となった場合、既に支給を受けた額が本来受けるべき額を超えるとき。

進学奨励金の詳細についてのお問い合わせは  
桑名市教育委員会 学校支援課 学務係 24-1239まで